

8月5日

8月5日(月) 午前10時00分開議

出席議員

1番	花野伸二	2番	浜先秀二
3番	上松英邦	4番	吉野伸康
5番	山本秀男	6番	大石秀昭
7番	片平司	8番	沖元大洋
9番	野崎剛睦	10番	林久光
11番	住岡淳一	12番	山根啓志
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	山木信勝	18番	扇谷照義
19番	胡子雅信	20番	上田正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
市民生活部長	浜村 晴司	福祉保健部長	川地 俊二
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	箱田 伸洋
会計管理者	久保 和秀	教育次長	横手 重男
消防長	岡野 数正	企業局長	川尻 博文
総務課長	峰崎 竜昌	財政課長	島津 慎二
企画振興課長	亀田 浩司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第7号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第5	議案第59号 市有財産の処分について
日程第6	議案第60号 調停の申立てについて

開会（開議） 午前 10 時 00 分

○議長（上田 正君） ただいまの出席議員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第3回江田島市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第1、「諸般の報告」を行います。

田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

第3回江田島市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、市民の方々には、早朝から臨時会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼申し上げます。

中国地方は、7月8日に平年より13日早く梅雨が明けましたが、その後、連日猛暑が続き、熱中症対策を心配していましたが、先月28日に山口・島根の両県が、記録的な大雨に襲われ、死傷者が出るなど甚大な被害が発生しました。

近年の気象は、過去最大、これまで経験したことのない災害が、いつどこで発生するかわからない状況です。

先週、市の防災会議を開催し、江田島市地域防災計画について御審議いただきましたが、今後も水防体制など万全を期し、災害発生に対処してまいりたいと考えております。

一方国政は、先月21日に投開票された参議院議員通常選挙で、政権与党が圧勝し、衆参両院のねじれが解消される結果となりました。

景気回復、憲法改正、原発、エネルギー政策、TPP参加、消費税増税等と、国の進路を左右する政策課題が山積しています。

これからは、幅広い合意形成のためのしっかりとした議論を重ね、その上で着実な政策実行と政治の安定を願っております。

さて、本臨時会は、旧津久茂小学校の売却処分及び市観光協会への補助金処理に関する調停の申立て等をお願いするために開かせていただきました。

慎重審議よろしくお願いいたします。

それでは、6月14日、第2回定例会閉会後の市政の主な事柄につきまして、9項目報告申し上げます。

まず第1点が、ピース・アーチ・ひろしまプロジェクト市民参加型巡回コンサートについてでございます。

6月22日、沖美ふれあいセンターで、ピース・アーチ・ひろしまプロジェクト「市民参加型巡回コンサート」を開催しました。

このコンサートは、現在開催中の「World Peace Concert ” HIROSHIMA ” 2013」への機運醸成を図り、広島から世界へ平和のメッセージを発信するもので、県内7市町で開催されました。

当日は、約400人の来場があり、広島交響楽団の金管五重奏の演奏を初め、地元アマチュア演奏家、三高中学校吹奏楽部及び江田島中学校吹奏楽部による演奏が行われ、たいへん盛り上がりました。

このコンサートが、世界平和の実現に向け、世界の人たちがつながり、考え、平和のコミュニティが生まれるきっかけとなることを願っております。

2点目が、江田島市新規就農研修生終了証書授与式についてでございます。

7月1日、市役所で、江田島市新規就農研修生終了証書授与式を行いました。

江田島市新規就農研修事業は、地域農業の活性化を図るため、市内で新たに就農を希望する方を対象に、花または野菜栽培の研修を行う制度で、研修期間は最長2年となっています。

当日は、6月末で研修を修了された、高橋康治さんに修了証書を授与するとともに、農業に対する強い意欲に対して激励を行いました。

今後も、本事業を通じて、農業に対する基本的な知識、技術、経営管理等の取得を図るとともに、更なる農業振興に努めてまいります。

3点目が、社会を明るくする運動江田島市大会についてでございます。

7月4日、農村環境改善センターで、社会を明るくする運動江田島市大会を開催しました。

法務省主唱の「社会を明るくする運動」は、毎年「更生保護の日」である7月1日から1か月間を強調月間として、全国各地でさまざまな催しが行われており、本市もそれに併せて開いています。

当日は、約300人の参加者のもと、柿浦保育園の年長児・年中児による演舞に続き、広島文化学園大学教授 部谷耕治先生による「子どもの笑顔と輝き ～築くのは地域の絆力～」と題した講演がありました。

また、江田島市女性会連合会、江田島地区保護司会のそれぞれの活動報告、高田小学校2年・3年生による合唱・音読も行われました。

今後も、こうした活動を通じて、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めてまいります。

4点目が、不発弾処理についてでございます。

7月17日、深江地区オリーブ園で、不発弾処理を行いました。

この不発弾は、アメリカ製で重さが約500キログラムあり、6月28日に、当該オリーブ園の法面工事中に発見されたものです。

陸上自衛隊中部方面後方支援隊第103不発弾処理隊に調査を依頼した結果、不発弾を移動させるのは危険であり、周囲に民家もないことから、爆破処理が一番適切な方法であると判断し、当該処理隊と協定を締結して、発見場所で爆破処理を行うこととし

ました。

事前に、不発弾の周囲に 1 トンの土のう 130 個を高さ約 4メートルに固定するなどの措置を行い、当日は、発見場所から半径 500メートル以内を通行及び飛行禁止区域として、立ち入りを制限しました。

爆破処理は成功し、周辺への被害もなく、無事終了しました。

5点目が、江田島市総合計画審議会についてでございます。

7月24日、市役所で、第1回江田島市総合計画審議会が開催されました。

初めに会長及び副会長の選任を行い、会長に県立広島大学教授の中谷隆委員、副会長に市教育委員会委員の樋上美由紀委員が選任されました。

会議では、本市の最上位計画である第2次江田島市総合計画を策定するため、調査審議していただくよう会長に諮問し、今後の策定方針、市民アンケート調査及び市民ワークショップについての協議が行われました。

6点目が、江田島市安全・安心まちづくり市民の集いについてでございます。

7月27日、沖美ふれあいセンターで、江田島市防犯連合会の主催により、「江田島市安全・安心まちづくり市民の集い」が開催されました。

「安全・安心で日本一住みよいまちづくり」の実現を目指すことを目的としたこの集いには、市民、各種団体、各事業所、江田島警察署員など約420人が参加しました。

この集いでは、広島県警察音楽隊による演奏を皮切りに、安全・安心まちづくり書道大会の表彰を初め、「安全・安心まちづくり宣言」及び「暴力追放宣言」を行いました。

また、広島県警察本部の岡崎玲史警視による「人はなぜ だまされるのか」の講演及び江田島警察署員による寸劇も行われました。

今後も、この集いを通じて、市民協働による防犯活動を展開し、防犯意識の高揚と地域安全活動の普及・啓発を図ってまいります。

7点目が、サマーフェスタ江田島2013についてでございます。

7月27日、海上自衛隊第1術科学校で「夏空へ 届け！市民の輪」を合言葉に、「サマーフェスタ江田島2013」が開催されました。

当日は、江田島湾クルーズ、ペットボトルロケット発射やちびっこ制服の試着などの子ども向けの各種体験コーナー、納涼盆踊り大会、さらには、東北地方や地元特産品などの各種出店販売も行われました。

会場には、市内外から約6,000人の来場があり、大盛況となりました。

また、地元企業を初め、各種団体や個人の方々がから多くの協賛をいただき、「江田島湾海上花火大会」がイベントのフィナーレを飾りました。

今年度も、各種販売物の売り上げや花火大会協賛金の一部を東日本大震災の義援金として支援する活動を行いました。

開催に当たり、御尽力いただきました自衛隊関係者及び各関係機関並びに企業、団体及び市民の皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

8点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについては、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部長が出席

しました。

最後に 9 点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙 2 のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、市長の報告を終わります。

これで、「諸般の報告」を終わります。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、議長において、14 番 浜西金満議員、15 番 山本一也議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第 3、「会期の決定」についてを、議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、1 日限りに決定いたしました。

日程第 4 報告第 7 号

○議長（上田 正君） 日程第 4、報告第 7 号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第 7 号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づいて、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第 2 項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 報告第 7 号、専決処分の報告について説明いたします。

このたびの専決処分は、市が管理する土地の除草作業中に、隣接家屋に損傷が発生し、その損害に対して、相手方と和解、示談し、損害賠償の額を決定したものでございます。

専決処分の内容及び専決処分年月日は、債権者が、江田島市江田島町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さん。損害賠償額は6,000円。専決処分年月日は、平成25年6月21日です。

2ページをごらんください。

中ほどの事故の概要にありますように、平成25年6月3日午前9時40分ごろ、江田島町中央18139番地1の防火水槽用地において、市の臨時職員が除草作業をしていたとき、使用していた草刈機が石を跳ね、隣接する相手方の自宅の窓ガラスに当たり、損害を発生させたものでございます。

なお、損害賠償金は、本市が加入している全国市町村会総合賠償保険で補てんされております。

今回の事故につきましては、おわび申し上げますとともに、今後、除草作業をする場合には、より一層の注意を払い、作業を行うよう指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第7号の報告を終わります。

日程第5 議案第59号

○議長（上田 正君） 日程第5、議案第59号「市有財産の処分について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました議案第59号「市有財産の処分について」でございます。

旧津久茂小学校の処分に係る仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第59号の説明をいたします。

議案書の4ページをお願いいたします。

中ほど、まず、1、処分する財産の内容は、名称が旧津久茂小学校、地番 江田島市江田島町津久茂2丁目656番7、土地が敷地面積10,568平米、地目は学校用地でございます。

建物が、まず校舎、こちらの方は無償譲渡になりますが、構造、鉄筋コンクリート造 3階建て、延べ床面積、1,726.28平方メートル、建築年度が昭和54年度。次に、体育館の方ですが、構造、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ床面積528.00平方メートル、建築年度、昭和56年度。

2、売却価格は5,232万円で、内訳は、土地が、4,366万円、建物が866万円です。

次、5ページをお願いいたします。

3、売却の相手方は、江田島市江田島町津久茂2丁目6番2号、医療法人社団吉田会 理事長 吉田玲夫。

なお、参考資料といたしまして、6ページに位置図と一筆図形、7ページに校舎と体育館の平面図、8ページに地方自治法及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の関係部分の抜粋を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） このたび、この入札に参加したのは1社のみということで、最低価格で落札したんだろうと思います。

6月定例議会での補正予算ですね、当の金額を比べますと、かなりの減額となるところでございしますが、土地が下がるとのゆうことからだとは思いますが。

建物も減価償却ということで少なくなっただと思えますが、この土地の算出方法ですよ、それには土地の更地価格、これに修正を行ってこの価格を出したんだと思いますが、この土地の更地価格、これはどれぐらいになったんでしょうか、お伺いします。

それから、これは公募型のプロポーザルということで、各事業者による、プレゼンテーションによるね、いうことで決めたわけでしょうが、どのようなプレゼンテーションがあったのか、お伺いします。

それからですね、体育館の方は売るわけでありまして、売却するわけでありまして、これをするためには補助金をもらっておりますので、積立をしなければいけないということでありまして、この補助金、補助金部分、基金への積立額ですね、これも変わってくると思うんですがね。これはいくらになったんでしょうか、お伺いします。以上です。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まずあの土地の更地価格の部分なんですけど、6月補正の時点ではですね、昨年、平成24年8月1日時点の評価額を参考に更地価格を算定いたしました。

6月にですね、議会の方で、再鑑定を委託料を議決をいただきましたので、ことしの6月1日時点の時点修正をかせさせていただきました。鑑定を出してですね。

その鑑定に基づきまして、鑑定の結果、減額の8.7%の減額という鑑定いただきまして、当初、土地価格、補正の時点では、土地の値段が4,957万円で計上させて

いただいとったんですが、これが鑑定が8.7%の減額ということで、土地価格は4,526万になりました。

それにですね、今回ちょっと調査いたしましたら、校庭にですね、小型焼却炉がございまして、その焼却炉が、いろいろダイオキシンとかいろんなことがありまして、それを撤去するのにですね、約160万の撤去費用がかかるということで、その部分の金額を差し引きまして、土地価格4,366万円を決定いたしております。

それと、プレゼンの方になるんですが、まず、プロポーザルに先立ちまして、審査委員会を開催いたしまして、審査の内容を、そこでまず1回目の審査委員会を開きまして、審査内容をそこで決めます。

その後、それぞれ公募いたしまして、公募期間が6月20日から7月10日まで、約1か月間公募いたしました。

そうした結果、現地見学も含めて、そういった工程を組んでおるんですが、現地見学会の方にも一応1社、今の吉田会さんしか今回申し込みはございませんでした。

その吉田会さんから、一応、プレゼンテーション、提案書を出していただいて、そのプレゼンテーション、約1時間30分説明していただいて、そのあと30分の質疑応答を行いまして、そこで、それは専門委員会、別に専門委員会いうのをつくりまして、そこで専門的な部分で、一応審査いたしまして、その専門委員会の意見を踏まえて、第2回の審査委員会で、一応決定させていただいて、それを市長に報告いたしまして、市長最終的に、そこらの今回、吉田会を第1候補とするということで決定させていただいております。

それと、基金、国への補助金の返還金なんですが、そちらの方はですね、やはり、建物も866万に下がっております。当初、949万円でしたが、こちらの方も事点修正かけまして、866万に下がっております。

そういったことがありますので、今回、これをきょう議決をもしただけのようでしたら、今後文科省の方に申請を上げまして、その単価で、文科省の方へ申請を出した段階で、最終決定がきた段階で、今のところ予定されておるのが、減額が約36万、当初6月補正でお願いした金額より約36万減額になる予定です。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 土地の算出方法を教えてください言うたんですよね。この土地の算出方法はですね、対象土地の更地価格に減価修正を行って、この4,200万ぐらいですか、あの価格が出るわけですよね。その更地価格は幾らかいうて聞いたんですがね。それがかなり下がるとるんじゃないんかのう思うんですよね。そこをお聞きしたいと思います。

それからプロポーザルの件であります。私は流れを聞いたんじゃないんですよ。プレゼンテーション、どのようなプレゼンテーションをしたのかいうことを聞いたんですがね。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 6月議会のときにも説明させていただいたんですが、ま

ず、土地の算定はですね、公示価格に時点修正を掛けて標準価格を算出します。その標準価格に個人格差を掛けまして査定価格という金額をまずはじき出します。それに対象面積を掛けた金額で、更地価格は6月の時点で補正の根拠になる時点のあれが9,532万円でした。それに減価修正を加えまして、最終的に4,957万円の金額をお示しさせていただきました。

このたびは、6月の補正のとき4,957万円の金額をお示し部分に、時点修正、時点修正率がこのたび8.7%の減額ということで、これ4,957万円に時点修正率8.7%の減額を掛けて4,526万円という金額をはじき出しまして、それにさらに先ほどの小型焼却炉、その部分の金額をその土地分から引いて、今回の金額を出させていただいております。

プロポーザルの方になるんですが、そちらの方はですね、一応事前に地元の方というろいろ協議させていただきました。

地元の了解をいただきまして、地元の体育館とか、グラウンドの使用とか、そういった部分の要望がございまして、そういった部分も踏まえた上で、プレゼンテーションの条件として出させていただいて、吉田会から全体の土地を福祉に活用させていただくことの提案をいただきまして、その提案内容が、市の今のいろんな条件に合致しておるといことで、今回決定させていただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平委員。

○7番（片平 司君） 2つほど、これ多分、吉田会へ売却するんだろうと思うんですが、ここがこれを購入してどういう事業を行うか。

それと、その事業が、江田島市の社会福祉事業にどれだけ貢献するんかという2点。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず、吉田会さんの方からですね、福祉関係のいろんな、大きく言いましたら福祉村的な構想を持つとられます。

その中で、当面、たちまちグラウンドの方へ、今の小規模多機能の施設を今年度中に建設して、来年度4月1日から運営していくということがまず最初の取っかかりということで、それに順じ、いろんな市の福祉政策の中でやっていかれる部分でニーズを把握しながら、そこへいろんな福祉施設を充実させていくというような構想で、今提案いただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 2点ほど質問したいと思いますが、まず1点ですけども、こちら今回公募型プロポーザル方式で、どういった用途に使うかということも含めた提案があって、審査会をやられた結果、交渉相手ということになると思うんですけども、こちらの審査の内容であるとか、その提案するその提案書といったものは、公開、公表をする必要があると思うんですね。

やはり公の財産を1民間団体というか、これは医療法人ですけどもね。そこにやっぱり売却、市の、市民の財産を売却する以上はもちろんその応募の中にすばらしいプレ

ゼンテーションがあったと思うんですけども、やはりそれは公表すべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

要は去年ですね、大君保育園、旧保育園を今民間会社にお貸しして、障害児等のデイサービスをやっております。

一方で、切串中学校、旧の特別教室、こちらも民間建設会社にアワビであるとか、そういった陸上養殖のものについてお貸ししている。

ただし、どういった内容でお貸しするかということもやはり、この財産、去年の分は貸し付け、今回は売却、やはり市民の皆さんに広く示すべきだと思いますが、その点をまず教えていただきたいということです。

もう1点でございますが、6月6日付け、これ田中市長名、担当部局はですね、福祉保健部の高齢介護課ということになっておりますが、江田島市保健福祉審議会、老人福祉、介護保険部会の委員に対してですね、いわゆるその地域密着型サービス事業、これが小規模多機能居宅介護施設なんですけども、それにかかわる申請審についてというふうな文書、これ公文書ですね、それが6月6日に出されていると。で、皆さん、ここにいらっしゃる方々は、この場にいましたから、この今回のプロポーザルの件に関しては、6月の定例会で、これは6月14日です。14日に議決されているものだと思うんですが、6月6日に、その申請書類の中ですね、旧津久茂小学校売却（公募型プロポーザル）に応募し、落札できれば、いわゆるその小規模多機能の申請地を変更したいという申し出があるという公文書が出てきている。

ここはちょっと私どうなんだろうと。

まず、議会でそのプロポーザルのものが決定されてない中で、こういったものが公文書としてですね、この審議会にですね、委員に通知されるというのは、ちょっと私、ふに落ちない点なんですけども、そこのところはちょっと担当部の方から説明していただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず1点目の公表の御質問なんですけども、今、今回、江田島市ですね、プロポーザルやっていくときにですね、プロポーザルの方式の実施要綱でございます。

もう1点、今回は、江田島市未利用財産の利活用に係る公募型プロポーザルの募集要領も決めました。

この2点の要綱と要領で、今回、公募をさせていただいて、決定させていただきたいんですが、まず、要綱の中にですね、秘密の保持ということですね、会議において知り得た秘密を他にもらしてはならないというような条項がございます。

それともう1点、公募型の今度未利用財産の要領の方の部分の公募の要領なんですけども、そちらの方にはですね、企業情報を保護する観点から、審査内容及び個別交渉順位は非公開とするということで定めておまして、さらに、応募者ごとに個別交渉順位の通知をするというような規定がされております。

今、現行段階ではですね、この要綱と要領を用いて決めさせていただいておりますので、議員さんおっしゃってのように公表の部分についてはですね、いろいろ市の方で

また検討させていただいて、こういった形で市民の方に説明をさせていただくのが一番いいのかというのはちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） プロポーザルの日付の関係の御質問があったと思うんですけども、これは、ことしの2月に福祉保健審議会を開きまして、第5次介護保険事業計画の中で、小規模多機能事業を実施しようとする。その中で事業者、希望する事業者があるならば、建設を許可しますよということが決まっておりましたので、2月にその審査会を開きまして、どこの事業にしようかと、こういう小規模多機能の事業を展開する事業者がおるかどうかということで審議会を開きまして、そこで公募しましたら、2事業者の方から手が挙がりまして、その段階で、うちの方の審査会としましては吉田会の手を挙げたプロポーザルいうか、そちらの方が計画としてはいいだろうということで決まりました。

そのときの調査内容につきましては、実施場所というか小規模多機能を実施するその場所が、今現在吉田病院の隣の土地でそこをやりましょうという提案だったものから、それにつきまして、それでOKですよという許可をさしました。

その後、こういう津久茂小学校の話が出まして、そういう話があるんなら、うちも手を挙げてはいいですかということ吉田病院の方からうちの方に問い合わせがあって、もしそういう話があるならば、うちとしては場所が大きく変わるところじゃないので、そういう話があるんなら、その場所は変更してもいいですよという意味合いで6月6日付けで文書を出させていただいたということになっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） まず総務部長から話しがありませんでした、いわゆる審査内容等は、もともと募集要綱であるとか、審査の手順書いうんですかね、そこで秘密の保持ということで、いうことで公表させない。それは現行ルールでそうなっているのであれば、それはいたし方ないと思います。

一方で、審査会ですよ、今先ほど専門の会も一度開いて、審議会は2回、専門部会は1回ということなんですけども、そのメンバーがどうなんでしょう、この市の職員さんだけで構成されているのか、もしくは外部の専門家も含めた委員会というか審議会、審査会なのか、そこですね。

やはりどうしても市職員さんのみでの構成するということであれば、どうしても内々での論議になってしまいますんで、もし外部の委員がいなければ、今後ですね、こういったこれからまだ未利用財産の利活用については、今、市民委員会でも検討して、これから来年度、再来年度、どんどん積極的にやっていくことになると思うんです。

そういった意味では、そういう外部委員会、外部委員ですね、外部の委員を入れたものを、組織改革していく、組織の再編成していただきたいと思いますが、今現状、市の職員さんのみかどうかという点をお聞かせください。

それと、あとは今の公的文書です。いってみれば、福祉保健部長、要はそこにですね、どういうんですかね、津久茂小学校売却（公募型プロポーザル）に応募し、ていうことは、もうすでにそのプロポーザルとその部分が確定したかのような表現なんですよ。これ必ず誤解を生みますんで、そういったものですね、確定事項でないものを、さも確定したような表記で、しかも市長名で公印を押されたものを表に出すというか発行するというか、こういうものは、今後ちょっとお気をつけていただきたいなと思います。以上です。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今議員さんおっしゃる、今回の場合はですね、職員での委員で審議いたしました。

要綱の中にですね、委員長が必要があると認めるときは、学識経験者等の特別委員を置くことができるとなっておりますので、今後そういった部分を検討させていただいて、なるべくなら、外部委員の方も入っていただくような運営の仕方にさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 0 号

○議長（上田 正君） 日程第 6、議案第 6 0 号「調停の申立てについて」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 6 0 号「調停の申し立てについて」でございます。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定によりまして、次のとおり調停の申し立

てをすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第60号、調停の申し立てについて、説明させていただきます。

本事案は、財政援助団体である江田島市観光協会に対する江田島市監査委員の監査の結果、是正指導を受け、市は、当該協会に是正通知を行いました。

是正項目のうち、勤務体制の明確化、就業規則等の就業規則及び給与規程等の制定、会計区分の明確化は是正されましたが、なお、不適切に支出された部分については、いまだ解決が図られておりません。

是正指導の一環として、司法に調停の申し立てを行うことにより解決を図ろうとするものでございます。

調停の申し立てをする相手方は、江田島市江田島町中央1丁目3番10号、江田島市観光協会会長 伊藤富美雄氏並びに江田島市能美町高田3516番地7、末次文勝氏です。

申し立ての要旨は、本市は、江田島市観光協会に交付した補助金のうち、当該協会には不適切に支出した224万8,712円を返還させることに関し、相手方と解決を図るため、呉簡易裁判所に調停を申し立てるものでございます。

本市は、本調停において、目的を達することができず、または必要があるときは、補助金返還請求訴訟を提起することができる。

本市は、本調停または訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができるとしております。

事案の概要といたしましては、10ページに参考資料を添付しております。

なお、和解となる調停締結または訴訟提起については、改めて、議会に報告または提案し、議決を求めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） これね、ちょっと意味がよう分からんのんじゃけど、例えば、江田島市が補助金を出しとる団体はものすごいあるんですね。

今後は、たまたまなんかこれをね、観光協会へ、観光協会の決算内容全部チェックしたみたいなんじゃけどね、監査委員が。

今後は、江田島市が補助金を出しとる団体を、全部ほいじゃいちいちチェックするわけなんかどうか、まず1点はね。

それと、この不適切に支出した224万円を返してくれという。だって、観光協会じゃなしに、観光課長、観光課、観光課長の印鑑、それから部長の印鑑押されたから、

これ出したんじゃないかと思うんで、それが不適切いうたら、行政の側に不適切があるんじゃないかと思うんじゃないけど、どうなんかな。

それと、最後にはここへ和解もあります。ここへ持っていくために、わざわざ呉の家庭裁判所へ提訴するんかどうかいということ。この3点、どうなんです。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） まず、今後すべての財政援助団体に監査するののかということでございます。

今回の観光協会の監査につきましては、事前にちょっと内部で監査したところ、少し問題があるんじゃないかということが、当初の発端でございます。

同時に、3年に1度のですね、各いろんな施設の、監査をする予定の年でございます。そういった時点で、そういったことでですね、今回、観光協会、ちょっと少し早めにですね、監査をしたということでございます。

今後でもですね、適切なですね、補助金の使い方については、調査してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、当時の行政側の印鑑のついたような、決裁を受けたものが執行されて、それが不適切だということかどうかいということでございますけども、その辺はですね、今後ですね、和解の調停の話し合いの中でですね、はっきりするんじゃないかというふうに考えております。

また、規程にないものを、いろんなところで支出したということは、市の方もですね、いろんなその深く補助内容を掘り下げてですね、指導すべきであったところはいがみないところはあろうかと思えます。

その辺を総合的にですね、話し合いの中で、できれば解決したいというふうに考えております。

3点目の調停でございますけども、できうればですね、話し合い後、いろんなその三者三様にですね、言い分があろうかと思えます。

これを話し合いの場でまず解決できるものであればですね、解決したいということで、今回の調停の申し立てを提案しておるわけでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 補助金団体に対する監査ですよ、今後やるって言いますけどね、それでしたらよ、領収書から全部チェックするわけよ。できますか、江田島市の監査委員で。到底できんでしょ。下は1万円から上は1,000万円、2,000万円出す団体があるわけじゃから。領収書全部チェックするいうたら大変ですよこれ、人件費も。でもやるんですね、それは。もう1回。

それとね、これ大体ね、調停する調停するいうてもですよ、江田島市の判を押しとるんですよ。224万出すためには。

それをじゃね、調停にもって行って、ほいじゃあんた返してくれや言うてもじゃね、本人は悪かったって言うんなら違うけど、わしや悪いことはしてないで、判を押しもろうとるんじゃないか、許可を得とるんじゃないか、いうとるんじゃないですか、そういうて。

それを返してくれ返してくれいうても、どういう根拠で返してくれいうんか、そのへんがどうもようわからんのんじゃけどね。

ここの最後に書いているように、落としどころは、和解でもっていきたいんじゃないかと。

こういうおかしげなことをしてええんですか、ほいじゃあなたらは。

もういっぺん言うてください。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） まず、224万8,712円、これはですね、規程にないものの支出された金額の積み立ったものでございます。

で、印鑑を押しとるものは、どうだこうだというふうなことだと思えますけども、市の方はですね、観光協会の方にある一定の補助金を出しております。

その中で、観光協会の組織の中でですね、決裁を受けながら、支出されたものというふうに思っております。

じゃその支出がですね、適正なものかどうかというところについてですね、規程にないものがあつたので、市の方は、観光協会の方に是正通知、正しく運用してくださいねという通知を行っております。

どうもその観光協会の中で、その進展がうまくいかないの、市の方が変わって、当初は代理権を使って訴訟という考えもございましたけども、まずはですね、話し合いの中で、解決していくというところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） それとね、もう一つ言いますけどね、この記事が大きく新聞記事、中国新聞に載って以来ですね、当人、末次さんですか、非常にね、この人は迷惑をこうむってやね、人権を侵害されとると思うんじゃないかと。あなたらはね、その辺はどういう考えとるんです。

この月はたまたま人権月間じゃとってやね、ビラを配ったりポスター張ったりしとるんじゃないかとね。その辺は全然しんしゃくしてないんじゃないか思うんよね。

じゃけえ、それも含めてね、不正があつた、不正じゃない不適切。観光協会に任しとるんじゃないから、ようわからんかったとかいうふうな言い方はね、そういうことが不適切じゃないかと思う。

ほいで、もう一つはね、市の、市長を初め、商工課長に至るまでの処分はまだ出てない。

それもせずに先にこっちをするいうんがどうも納得できんのじゃが、これで質問は終わりますけどね、3点、それちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 職員のいわゆる不適切な部分があるんじゃないかと、これについての処分はできてないんじゃないかということですが、職員に対する処分はですね、6月に行政処分を行っております。

いわゆる今回の、平成23年度の決算についてですね、承認をするということが、商工観光課長が印鑑を押しとるということが、今言われていることだろうと思えます

が、平成24年度については、そういった処理はしていません。

このところを一緒にするという事ではなしに、これは区別して考えていただきたい。

23年度についての休日手当及び車借上料、ここについては、観光協会の内部です、一応了解を得て、物事が進んでいるということが後状況がわかったわけですが、そのときにはまだ江田島市の観光課長がですね、十分そのところがチェックが不十分であったという反省があります。

そういったもろもろの江田島市の責任もですね、免れないと思っております。

いろいろ不十分なあるいは指導すべき点をですね、容認したり、あるいは追認したりという場面も、場面場面ではあったのではないかと考えてます。

したがって、今回、6月に観光、これは行政処分ですので、いわゆる地方公務員上の処分とは違ってですね、制裁的な措置ではなく、人事措置を行いました。

いわゆる本人の責任を自覚させるということですね、観光課長に対しては文書による文訓といいますか、訓告。それから、課長補佐に対しては文書による嚴重注意をすで行っております。

そういったことで、今後はその責任をですね、しっかり自覚させるという措置を、行政措置を行っております。

したがって、懲戒免職とか懲戒処分、いわゆる停職であるとかですね、減給であるとか、あるいは戒告であるとか、そういった制裁的な措置は、今回は行っておりませんし、それには該当しないだろうということで審査を行ってですね、決定をしております。

以上が概要の説明でございます。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） ちょっと私にとっては非常にふに落ちないです。

なぜ、今になって、調停の申立てなのか、和解の申立てなのか、ことがよう分からんのですよ。

私らに説明があったのは、先ほど片平議員が言われおった不適切な出資についていうのは、日にちは定かではありませんが、2月の二十五、六日ごろに私らに説明があったように私は記憶しとるわけです。

そういうことが、ただ、不適切な出資があったというだけのことであって、子細に渡っては、それ以後受けてないんですよ。

きょう、こうして突然として、このことについて調停を申し立てをするという事については、全部、今までの状況を私らに知らさず、やってくる事自体が、どうしても納得できないんです。

といいますのも、6月定例会に旧観光協会の役員さんらが、議会に対して陳情書が出ました。

そしていろいろ産建常任委員会で事情聴取させていただきましたが、そのときには、執行部の方から和解をしたいんです。

そして観光協会の方からは、旧観光協会の方からは、私らは頼まれたから、こういうことになったんです。ということなんです。

何を頼まれたんかさっぱりわからずに、この文書のところでは、補助金返還請求訴訟を提起することができる。本市は、本調停または訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解できる。いうことになってきたら、私らがこのことを承認することにおいて、本来なら個人的責任まで市が持つというような形になるんではなからうか。

というのは、なぜ、私ごとであります、想像することにおいて、この問題は、どうなんですかね、子細にわからないままに、私らに対して、ただこういう不正があった、不正じゃない、不適切な出資があったという説明と同時に、その後ほどに、訴訟もいう発言がありました。そこのところから新聞社がそこをかみついて、そして新聞報道、5回か6回か7回か、もう数も多いけえ覚えておりませんが、そういう状況になりました。そして、先ほど言いました、事情聴取をすると和解をしたい。

本来、個人の発言の中から、個人的な発言の中からこの問題は起きたように思うわけです。

そこらんとは違いがあるんかどうか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今個人的な発言という言葉もありましたけれども、絶対的なことをもう1回おさらいをしてみますと、基本的なことだけをピックアップしてお話ししますとですね、まず江田島市はですね、訴訟を起こすためには、観光協会に対して返還命令を出さなくてははいけません。

そして初めて訴訟というものが成り立ちます。

前回訴訟という、いわゆる司法にゆだねるという表現をしましたけれども、江田島市としては、この問題を解決するためには、内部だけで、内部の理論だけで整理はできないだろうというのが基本的に、今日に至っております。

やはりそれぞれ3者、観光協会、役員あるいは事務局長、さらには市の担当の商工観光課、それぞれの言い分、それぞれの主張があります。

そしてその中で、前回は是正指導の一環として、旧観光協会の会長がですね、返還については、事務局長に対して返還命令を出したと、返したらどうですかと。

しかし、それに対しては不服申立てが出て、その後、当事者同士ではこの問題が解決できない。

では、これを放棄した場合にはどうなるんだろうかと。

解決できない場合には、債務者代理権で、江田島市が代わって訴訟を起こすことができますよという段階で、しかし、そういうコメントの段階でですね、訴訟という言葉が出ましたので、江田島市が、あたかも返還命令を出して訴訟を起こすというふうなイメージがですね、市民に伝わったというふうに考えております。

いまだまだ是正指導の一環としてですね、観光協会の内部で、いわゆる事務局長の処遇の問題でですね、処遇改善が出されて、旧会長いわゆる副会長、役員がですね、相談をしながら、少しずつ処遇改善がなされたということが、平成23年度では我々では、よくその内部でわからなかったことが、平成23年度から24年度にかけて、金額が大きくなってきてですね、いわゆる御承知のように、休日手当が、一律月額8万円。さ

らに、時間外手当が、ことしになって、昨年度ですね、一律ほぼ10万円程度の時間外手当。さらには、車借上料が1万円。

こういう一律化したような状況が出てきておりますので、こういったことについては、規程にないということですね、内部で調査をする段階で初めて、我々の、行政側が知り得た情報ですね、その中に、観光協会の内部の問題ですから、事務局長の処遇の問題については、やはり組織的に協議をしていただいて、そこで決定を見たということが、少しずつ内情が明らかになってきて、しかし、江田島市とすれば、規程にないものは規程にない。

したがって、是正指導の中で、規程をきちっと定めてくださいよということをお願いしとるわけです。

今日に至っているのは、そういった観光協会の内部で、いやこれは放棄するとか、この問題は解決できないということがですね、旧会長の方からも、なかなかはっきりした返事がいただけないと。

そういう中で、議会の議決も必要だし、時間を要していく、長期化したという責任は確かに感じております。

しかし、手順は一つずつ踏みながら、適切に処理をしていきたい。

それから人権問題についても、今触れられましたけれども、この不適切という言葉と不正という言葉がですね、やはり重複して、市民に伝わったということによってですね、事務局長が非常に辛苦しておられるというお話も、直接、非公式でありますけれども、お伺いさせていただきました。

その責任はですね、確かに、市民がそういうふうに誤解を招いてということであれば、その中身は、調停の中でしっかり話し合ってますね、是正すべき点は是正しながら、一定の報告が得れば、そういったところも少しずつ市民に理解していただけるんじゃないかということで、今調停の申し立てをですね、今回出さしていただいとると、こういう経緯でございます。

御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 御理解いただければ、今ぐらいの説明ではなかなか理解できないんですよ。

というのは、最前申しましたけど、旧役員さんと呼んで、ここの3階へ呼んでお話を聞いたときに、どういう形でその賠償請求を、請求文書を出されたんですか、ていうときには、私ら悪いことしとらんとしたんですか、何事も全部で市の方と相談しながら、出資のことをやってきたわけですが、市の方からこの文章を出せうから、もろうた文章をそのまま出したんですという形で、私らの方に説明がある。

そこらのところが、言われることと、私らにところが、そして、当時副市長が、私らにところに説明したんが、いきなり和解をしたいですよという言葉と、どうもこう、すんなりと胸の内に入らんのです。

それは人権問題、人権侵害の問題は、個人的な問題でありますから、どうぞ個人で

やってくださいということなんです。

それが、それまでがここの中に、相手方と和解するときに含まれておるのかどうかということも、一応説明していただかないと、この審議にはならないと思います。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） でき得ればですね、調停の中で、それぞれの主張がですね、出されるだろうと思います。

そしてその中で、お互いに納得する部分、あるいは行政の反省すべき点を考慮しながらですね、一定の結論を得るとというのが、この調停の場だというふうに思っております。

だから、できれば調停の中で、いろんな問題がですね、人権の問題も出てくるでしょう、こういったこともですね、その中で、お話をいただいておりますね、江田島市の責任の部分、どういったところが責任があって、このことが、将来、観光振興のプラスになるとか、今回得られた教訓をですね、観光協会の振興、あるいは経営にですね、プラスになればということで、早期に解決を図って、観光振興を軌道に乗せたいというのが、江田島市の今の思いでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 江田島市の責任としてと言われましたけど、本来には子細に報告をしておっていただいて、そして、その司法にかけるとか、ね、そのようなことを議会で議論した後なら、確かに江田島市としての責任、当然我々議会議員もあることだろうと思います。

ですが、そういうこともなしに、いきなり当日、そういう発言をされた、これは個人的な発言としか私らは認めにくいんです。

私らがそういう発言をさしたわけではないんですから。

そこらんとすると、よくよく理解していただきたいと思います。

そして今回のところが、本来なら観光協会、旧役員が相手方になるのが普通だろうと思うんです。

新しくなられた会長さん、役員さんは、中身をよくご存じないままに、こうやって出ていかれるっていうのは、非常に、どうなんですかね。

三回になりますから。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今、旧役員が出るべきではないんだろうかということですが、これは旧役員とか新役員とか、いわゆる江田島市とすればですね、観光協会に対してですね、是正指導を行っているわけです。

したがって、その観光協会がですね、給与であるとか旅費規程であるとか、一定の規程というものが、今回なされておる、整備がされておりますので、規程にないこの支出についてですね、是正指導を行っている。

では、その中身がよくわからないじゃないかということでございますが、旧役員の方から、事務引き継ぎもできますし、それから、当初の会議録も十分残っております。

役員会会議を2月の15日に行っておりますので、いわゆるその中には、役員会議の会議録を読んでいただければですね、バトンタッチはきちっとスムーズにできるものと思っております。

それから先ほど言われたようにですね、返還命令を出せと言われたから出したんだとか、いわゆる会長がですね、会長印で物事を進んでおるわけですから、これはどういうかね、例えば是正指導の中で、あるいは、給与の改善、処遇改善が出たときにですね、そのときには、我々は、商工観光課も一切知りません。内部で決定されとるわけですから。

それに対してですね、今のよう、市はどうなんかと言われても、そのところは温度差がありますので、イベント等については随分協力をしてですね、一体的な取り組みをしてる。

場面場面によって行政のかかわり方、関与の仕方がですね、違っておりますので、こういったところは、調停の中で、お互いに話し合っていけば解決の方途が見受けられるんじゃないだろうか。

訴訟という方法になりますと、お互いに言った言わなかったとか、証拠書類であるとか、証人としてですね、長い長期化してですね、生産的な解決にはならないだろうというのが、我々の判断でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） この金額で224万8,712円という細かい数字が出てるんですが、この詳細を教えてください。こんなに、1円、2円まで、どうして計算して出したのか、それを教えてください、根拠を。

それから、もう一つ先ほど副市長が言われましたけど、行政処分をしたと言われるんですが、いまだ観光課の課長はそのままの席におられる。降格も何にもない。何をしてもいいんですか。

やはり行政処分するからには、あんたこういうことをしたけえちょっと我慢して下へおりてくれとかなんとかいう指導するのが、市長、副市長じゃないですか。

その責任を何もおたくらはとらずに調停に持ち込ませてくれというようなちょっと不服なんです、そこらあたりはやっぱり職員の指導をするのは市長、副市長であって、そこが責任取らずに、先ほど片平議員も言いましたが、その責任をとってからそれから私らも責任とるから調停に申し込ませてくださいというのが、おたくらの考えじゃないんですか。教えてください。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 一つは、返還の金額の詳細まで、1円の単位まで出てるといことですが、これは先ほど申し上げましたように、平成23年度、24年度で執行されたですね、時間外手当、休日手当及び車借上料をですね、トータル全部支払った金額をですね、足したものが、加算したものがですね、この金額になっております。

それをいちいち細かい数字は今ここに持ち合わせておりませんが、先生がど

うしても、いついつ、何月何月が何ぼ支払ったということが詳細は持っておりますので、いつでもまたお知らせすることができるんじゃないかと思います。

それから、もう1点、課長がそのまま現職に現在の課長職におるとということに対してですね、これは先ほど言いましたように、確かに、部分的にはそういったようの中身を容認したり指導的な立場でですね、その自覚が不十分だったということで、文書訓告、嚴重注意は行ったということを行いましたけども、人事的な配置替えをすべきじゃなかったかという御意見だろうと思いますが、やはり内部事情をよく知ってですね、産業部長も退職しておりますので、内部事情をよく知ってるものですね、今回、解決をあたるとということが1番適当であろうということですね、人事的な措置という、いわゆる人配上の措置ということには行っておりません。

そういったことで理解していただければと、あくまでも、頑張っていますね、我々も一緒になって、この問題を早期解決を図るために、一致団結して頑張っておりますので、この点は、了解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 私がいうのは、産業部長がやめられた、やめたけえとってほっとくんじゃなしに、やめたら、その責任をとるんは誰かと聞いとるんです。

産業部長がやめられて、専門家がおらんけえわからんいうではなしに、産業部長にしたのは誰ですか。産業部長に任命したのは誰ですか。

その任命者がそういうふうにやったんなら、それを任命したものが責任を取るのが当たり前じゃないんですか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 行政の責任のとり方ということであろうと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおりですね、事務的な処理をしてる商工観光課については、行政処分として、本人の責任を自覚させるために、制裁的な措置ではなしに、行政処分を行ったということは、先ほど言ったとおりでございます。

さらに、この職員を指導的立場にあるということになれば、地方自治法の167条に副市長の任務が書いてあります。

市長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督すると書いてあります。

当然、地方自治法から言えば、職員の監督指導にあるのは私であろうと思います。

平たく言えば事務方の責任は私にあるんじゃないかと思っております。

そういった面では、一定の調停で結論が出れば、その責任は私自身がとるべきであろうという気持ちは現在持っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） ほうじゃ副市長、調停が出たらおたくが責任とるんですか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 当然その責任のとり方はいろいろあると思います。

その方法はですね、いろいろ内部で協議をしてですね、一定の方向性は出したいと思えますけども、その場合も、すべて議会の議決があることで、副市長の場合には、行政処分であるとか、文書訓告であるとか、あるいは嚴重注意であるとか、いうことは、なかなかなじまないんじゃないかと。

市長の方からそういった嚴重注意であると、そういったこともあるかも知れません。

いや、そうでなしに、ほかの責任のとり方があるんだから、そうしなさいといえ、そのことも考えなくてはいかんだろうと。

いろいろ新聞ではですね、その責任のとり方ありますけれども、もう少し時間をいただいてですね、調停の結果が出た段階でですね、また、議案として出す時期があれば、そういったものも検討は今後していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） この調停の相手方なんですが、相手方は観光協会会長及び末次さんとなっておりますが、江田島市としては、補助金を支払いしたのはですね、観光協会なので、相手方は観光協会のみになるんじゃないか思うんですが、そこを、この末次さんという名前が入ったのはなぜなのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） おっしゃる通りですね、市の方がですね、補助金を出してるのは、観光協会という組織でございます。

問題を解決する、図る上でですね、観光協会の内部の話がうまくいかないということで、内部の当事者として、末次さん個人の名前がここへあがるということでございます。

あくまで訴訟ではなくてですね、調停の話し合いの場に出ていただくというスタンスでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） ということはですね、調停の場合には、普通裁判なんかだったらですね、被告不適用、不適格とかいう場合で、こういうケースははじかれる思うんですが、調停の場合は、これはOKで、顧問弁護士さん等からもあったんですかね。

だから普通だったら、お金を払った人に返してくれというのが筋だと思うので、払った人がまたその次の人に払ったとか、その人にやるというのはもう全然筋違いだと思うので、だから、仮に訴訟になった場合には、もう、観光協会一本で行くという形になるんですかね。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 訴訟する場合はですね、当然観光協会に対して返還命令を出します。

そして訴状はですね、要するに当事者である末次事務局長に対してですね、出すということになるかと思います。

というのはですね、いわゆる観光協会の内部で起こった問題ですから、本来なら、観光協会の会長がですね、事務局長から返還を求めるとというのが普通、その中で解決するというのが普通の解決の仕方ですが、それができないと。

いわゆるその債権、放棄した場合にですね、江田島市が債権者代理権としてそこへ訴状を末次事務局長に出すことができるというのが顧問弁護士の見解でございます。

あくまでも、返還命令は観光協会に出しますけども、訴状はどうなってくるか。

そのときに、観光協会の旧会長であるとか江田島市であるとか証人として裁判にいろいろ招集があればそこへ出ていくということになるかと思いますけども、返還命令はあくまでも観光協会の会長へいたしますけれども、その中身については、事務局長になろうというふうに思っております。

そういうふうな指導を受けております。

以上です。

ちょっとわかりにくいだろうと思うんですが。

○議長（上田 正君） 16番 新家議員。

○16番（新家勇二君） ちょっと副市長勘違いされとるように思いますね。

あくまでも、観光協会に請求して、そこで、この末次さんは正当だったかどうかはまだ今からの話で、ちゃんと労務したことに対して支払われとる、全く不正がなく、悪いところはゼロかもわかりませんし、だからそれは今からの話で、例えば、今からはとりあえず観光協会にいて、観光協会の中で、だれが1%悪い、50%悪いいう、みんな悪くないとかいうことが決まるわけでしょうから、まあそれは分かりました。

だから、とりあえず調停はこの2人でいって、訴訟になった場合には、観光協会へいって、あとはもう司法にゆだねるという形で理解していいですね。

はい、わかりました。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今こちらのほう、今いろいろな議員の方々質問されておりますが、この議案第60号、調停の申立てについてということでございます。

先ほど産業部長の方からは、説明の中で、仮にですね、調停が不調に終わった場合、訴訟になる可能性ある場合は、改めて議会の議決を得るということをおっしゃったと思うんです。

この申立ての趣旨を見ると、ここはですね、4行目ですが、本市は本調停において目的を達することができず、または必要があるときは、補助金返還請求訴訟を提起することができるという書いとるんですが、この今の議案の中で、すべてこの訴訟の分まで議決を凶っているという内容ではないですよ。そのところをまず確認したいなというところです。

先ほど今、新家議員の方からも質問されたところですけども、これ今調停を申し立てる相手が観光協会及び前事務局長ということでございます。

前事務局長がこの調停のテーブルにのるということは、例えば、事前にのってくれるかどうかというのは確認とれているのかどうか。

言ってみればですね、調停にテーブルにのらなければ、すなわち不調に終わるとい

うことになります。言ってみれば、その後は何かということは、今ここに書いてあるとおりだと思うんですよ。そこなんです。

この今、調停をするには、もちろん江田島市が申し立てを行うということであれば、これはただではないんで、いってみれば、費用ですよ。これ税金で費用を、調停を、申立てに当たって費用がかかります。

そこら辺のところを、しっかり事前にその調停のテーブルにこの三者、江田島市を含めた三者が、その場に出るのかどうか、そこが知りたいと思っております。

それと、あとはですね、やはり新家議員が言ったようにですね、これはもうあくまでも江田島市は、補助金を観光協会という団体に交付しております。

それについて江田島市の監査が不適切な処理があるのではないかとということで、江田島市はそれを持って是正勧告をされました。

一方で、観光協会がその不適切とされているところを前事務局長個人に対して返還請求をしているということです。

江田島市が仮にこの訴訟に返還のですね訴訟する場合、場合はやはりあくまでも当事者、訴訟を提起する側というのは観光協会という団体であり、個人に返還を求める訴訟をすべきでないと考えますが、この点をまた改めて副市長見解お願いいたしたいと思っております。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 今言われました、訴訟をですね、末次事務局長にするか観光協会、当初はですね、代理権の問題からいえば、末次事務局長というシナリオであったわけですが、今、新家議員からも言われましたようにですね、観光協会を組織としてですね、返還命令を出して相手どるということもできると思っております。

そのことはですね、今から検討させていただきますが、そういうことにならないようにですね、今、準備をしております。

一つは、新しい観光協会の会長である伊藤富美雄氏に対してもですね、理事会を開いていただいて、元の宿題をですね、新しい組織が受け継ぐということにならないように解決をしてですね、新スタートがきりたいという思いがあったわけですが、あまりにも長びいてることなんですね、新役員がですね、観光協会の問題として是正指導の一環として、協力をしようということで、理事会でも協力を得られると、理事会でも諮ってですね、決定をしております。

さらに、事務局長に対してでも非公式であります、その情報提供はですね、いろんな形で、提供しながら、これまでも何回か提供させていただきますけども、今後も粘り強くですね、話を、テーブルにのっていただくようにですね、頑張っていきたいと思っておりますが、あくまでも申立てが今回の議決が得ない以上ですね、公式にですね、物事は運べないと、いわゆる議会の議決前にですね、公式にやると、これはまさに議会軽視になりますので、水面下で非公式で少しずつ一生懸命頑張っているというところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 最初の、今回は調停の申し立ての議案でございます。

これが不調に終わりますと、次は訴訟という段階で、また新たに議会の議決が必要となります。

もし、話し合いが済みましてですね、和解の調停締結ということになりますと、専決の金額がございまして、100万以下であれば、議会への報告事項になろうかと思えます。

続きまして、あとの2点は副市長の方から回答があったらと思いますので、終わります。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） 副市長は、のらりくらり、答弁に苦慮しておられるのでしゃべりたくはないんですが、この観光協会と行政のいわゆる交付金のもめ事いうんですかね、を見ておりますと、何か後であせえこうせえ言われた感触はありますか。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） 副市長がどうも操り人形になっちゃんじゃないかという御意見ですが、私も副市長勤めさせていただいてですね、長い経験をさせていただきまして、それなりに主体性を持って、誠実に対応してきておりますので、そういったことはございませんので、理解していただきたいし、信用していただきたいと。誠実に今後も対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） と申しますのも、この新しい観光協会の会長なられた方も、世が世であれば、市長をやる、するかもわからんような位置におられたんです。

それを突如、議会議員もやめて、無報酬の一観光協会の会長になる。

もうそこら辺そのものが、私としても、市民としても、恐らく納得いかんのじゃないかと思うんですよ。

なぜかと申しますと、人間には限りない欲望とか、年をとれば限りない名誉の欲望とか、いろいろな欲望を持って生まれとんですよ。

そういう人間が、一旦、わしゃこれは魅力がないのういう議員を辞めてまで、なぜその観光協会の会長になったのか。ここら辺がそのラインをこうたどっていくと、操り人形的なものが出てくる。この前の盆踊りでもやっぱり、花火大会むけてちょろちょろしよられた。うれしそうにあそこで立ち話しよられたのを見ると、やっぱりそうか、このように感じるわけですよ。

それともう1点。返還命令なんですけど、これ前産業部長が前会長に対して、書類を作成して、これに判を押させなさいと、ね、これに判を押させてすぐに持って来なさいというように命令で、前会長のところへ持っていったわけですよ。

じゃないんですよ、会長、あなたらはいわゆる観光協会の会長だから、あなたに返還命令を出しますよというんがこれ本筋じゃろう思うんですよ。

ね、前部長が返還命令、給与返還命令書を作成して、中島会長のところへ行って、中島会長に末次のところへこれをすぐ持って行きなさい、今すぐ持って行きなさいいう上

から目線で命令口調でやっとするわけなんですよ。

そこら辺が、いわゆる末次元事務局長なんかがふに落ちんやり方がいわゆる悪質な
というようなとらえ方をして、ごねておるところもあるんじゃないか思うんですよ。

どう思われますか副市長。

○議長（上田 正君） 正井副市長。

○副市長（正井嘉明君） まず、先ほどの第1点のことは、先ほど申し上げたように
ですね、そういったことはございません。

今の会長が、推薦されて会長になったという情報も私は随分後から決定された後聞
いております。

中身をひもといてみますとですね、会議録を読みますと、あれは理事会かだっ
たと思いますが、総会ではなかったと思いますが、理事会の中でですね、前会長がですね、
伊藤富美雄氏にですね、ぜひとも、次はなってほしいということを理事会の中で申して
おられます。

それもなぜかいうと、自分が初代の会長になったときに、伊藤富美雄氏から後押し
をしていただいたんで、今度は、伊藤富美雄氏がなってほしいというのが前会長からで
すね、理事会の中で協議をされて、その中で、伊藤富美雄氏は急な話だったんでですね、
びっくりされたというような記録が残っております。

私がですね、そういったことの、いわゆる観光協会の人事にかかわってはですね、
全く知り得てないと。あくまでも観光協会ですね、内部で物事が運んでいるというふ
うに御理解いただきたいと思います。

この点がですね、1点でございます。

○議長（上田 正君） 8番 沖元議員。

○8番（沖元大洋君） まあ、ようわかりました。

ほいじゃ基本的にはね、人一人の人権とかいうものをもうちょっと尊重して、その
方の業績なり、ね、行政のおかれた立場なりをよくかんがみたら、あまりにもこのたび
のままスタートダッシュかけたのは、勇み足が、あったのではなからうかと、こう思う
んですよ。そこら辺を重々、ね、反省して、今後の行政運営に生かしてもらいたい。

だから、私が最後に言いたいのは、そういうことが行政の幹部の方々に起こらない
ように、また、同じような形にならんように、ようよう注意しときんさいね。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで平成25年第3回江田島市議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 11時40分)